

九州歯科大学研究費関係物品検収要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程（以下「不正防止規程」という。）第6条第2項の規定に基づき、研究費にかかる物品の検収に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要領は、研究費によって購入された物品の納品事実の確認を確実に行うことにより、研究費の不正使用の防止を目的とする。

(対象)

第3条 この要領は、不正防止規程第2条第2項に規定する研究費によって購入された物品を対象とする。

(組織)

第4条 物品の研修を行うために、物品検収センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 センター長 経営管理部長
- 二 センター職員 事務局長が指名する者

(業務)

第5条 センターの業務は、次の各号のとおりとする。

- 一 研究（教育、診療を除く。）にかかる物品の納品事実の確認に関すること
- 二 その他、事務局長が必要と認める検収業務に関すること

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、物品の検収に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月1日から施行する。